

平成 21 年 4 月 28 日 農林水産省令・環境省令 第 1 号  
改正 平成 23 年 9 月 1 日 農林水産省令・環境省令 第 3 号

### 愛玩動物用飼料の成分規格等に関する省令(抜粋)

#### 3 販売用愛玩動物用飼料の表示の基準

販売用愛玩動物用飼料には、次に掲げる事項を表示しなければならない。

ア 販売用愛玩動物用飼料の名称

イ 原材料名

ウ 賞味期限(定められた方法により保存した場合において、期待される全ての品質の保持が十分に可能であると認められる期限を示す年月日をいう。ただし、当該期限を超えた場合であつても、これらの品質が保持されていることがあるものとする。)

エ 製造業者、輸入業者又は販売業者の氏名又は名称及び住所

オ 原産国名